

2014年 4月18日

全国信用金庫協会
会長 大前 孝治 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木静雄

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

2014年春闘は、全労連が「月1万6千円以上、時間給120円以上の賃上げ」を掲げ、連合も5年ぶりに「1%以上のベースアップ」を要求するなど、新しい局面のもとでたたかわれています。

この背景には、他の先進諸国には見られない長年の賃下げと、社会保障の改悪、消費税増税への不満と怒り、「個人消費の回復こそがデフレ不況の打開のカギ」という国民世論の広がりがあります。

内部留保を積み上げている大企業の一部だけが、賃上げを実施しても、非正規雇用などへの置き換えなどが進むなか、労働者全体の低賃金化が何ら改善されず、デフレ不況から脱却できません。

金融労連は、1月25日～26日の2日間、松阪市で開催された第8回中央委員会で、2014年春闘方針等を決定し、持続可能な日本経済の実現と金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、すべての労働者の賃上げと雇用の確保で内需主導の景気回復を実現しようと、今春闘に取り組んでいます。

地域経済に責任を担う金融機関が本来の役割を取り戻し、金融労働者の生活と権利を守り、明るく働きやすい職場の実現をめざす立場から貴会に以下のとおり要請しますので、全ての会員信金に周知・啓蒙していただくようお願い致します。

記

1. 労働組合の春闘要求に誠実に応え、全労働者に対して賃金の底上げ（ベースアップ）を実施するよう指導すること。
2. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、「期間の定めのない」無期雇用契約への転換など非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、正規雇用者との合理性のない差別の是正を図るよう指導すること。
3. 賃金・退職金の引き下げなしの65歳定年制を図ること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の雇用延長と年金支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。
また、労使間で十分な協議を行わず、高年法の趣旨に反する一方的な定年再雇用拒否・契約更新拒否を行なっている網走信金・小樽信金に対して労使紛争の解決を図るよう指導すること。
4. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。
5. 金融商品取引法を遵守し、投資信託をはじめとした金融リスク商品のノルマ推進などをやめること。
6. 厳しい経営環境が続く中小企業の経営支援に向けた金融円滑化を図るとともに、東日本大震災の被災者・事業所への緊急融資や返済猶予、二重ローンの解消など復興支援に努めること。
7. 金融機関の長時間労働是正に背を向ける、就業時間の延長はもとより、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進など、総労働時間の短縮を図るよう指導すること。
8. 長年にわたり不当労働行為を断罪され続け、労働委員会や裁判所の命令・判決に従わず、再審査・控訴・上告を繰り返す渡島信金に対して、労使争議の早期解決を業界として厳しく指導すること。
9. 公益通報しようとした職員2名を不当解雇した武生信金に対して、速やかに不当解雇を撤回して職場に戻すよう指導すること。

以上